

令和6年（ネ）第408号 伊方原発運転差止請求控訴事件

控訴人 松本文六外275名

被控訴人 四国電力株式会社

令和6年12月16日

福岡高裁裁判所 第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 徳田靖之

意見陳述書

本件控訴審の開始に当たり、控訴人ら訴訟代理人を代表して控訴理由の要点について、以下の通り意見を述べます。

1 はじめに

控訴理由の詳細については、控訴理由書1ないし4に記載した通りですが、以下においては、争点ごとに要点を説明したうえで、最後に総括的に原判決の特徴と誤りについて指摘することとします。

2 争点1に関する原判決の判断の誤りについて

(1) 争点1は、本件における司法審査の在り方の如何であり、私たちが原審において、特に重視した争点でもあります。

私たちがこの争点を重視した理由は、原発の安全性に関する従来の司法判断が分かれたのは、この点に関する裁判所の認識の相違に由来していると理解したからです。

(2) 中でも私たちが最も重視した論点は、原発の安全性を判断するに際して、どの程度の自然災害を想定すべきかということでした。私たちは「現在において

最新の科学的知見に基づいて予測される最大規模の自然災害を想定」し、これに対処しうることが求められると主張し、被控訴人は「福島事故を踏まえ、科学的、専門技術的見地から合理的に想定しうる限りにおいて」対処すれば足りると主張したうえで、この問題を抽象的表現で議論する実益に乏しいと反論しました。

私たちが、このような被控訴人の主張は許されないと主張したのは、以下の理由によります。

第1は、被控訴人の主張が過去の苦々しい教訓を踏まえたものであるということと全く無視したものだということです。

被控訴人は「福島事故を踏まえ」と言いながら、福島事故においては、国の地震調査研究推進本部の想定していた M_t （津波マグニチュード）の20倍以上であったこと、主要建屋付近の浸水深（浸水域の地面から水面までの高さ）が東京電力の試算の2倍以上であったという恐るべき事実を全く無視しています。これほどの事態が生じているのに、「合理的想定しうる」範囲で足りると主張するのは、余りにも非科学的だということです。

また、200人を超える死者を出した平成5年7月の北海道南西沖地震がきっかけとなって作成された、いわゆる「四省庁報告書」が、今後の津波対策として「過去に発生した地震・津波の規模及び被害状況を踏まえ、想定しうる最大規模の地震を検討し、それによる津波について」解析したとの見解を明らかにしたのに対して、電力会社は2億円もの研究費を提供して日本土木学会に「津波評価技術の体系化に関する研究」を委託し、「予測しうる最大級の津波ではなく、記録に残っている過去の津波の高さにだけ備える」ことで足りるとの見解を出させたという事実（甲228・37～40頁）に照らすと、この点こそが、私たちと被控訴人との間で最も見解の相違している争点というべきなのです。

ところが、原判決は、この点については、争点として摘示することすら回避しており、何一つとして判断していません。

第2は、原判決がこの点についての判断を回避しながら、当事者間で主張が対立している、東南海トラフ巨大地震に関して想定すべきマグニチュードについても、東南海トラフ巨大地震と中央構造線活断層が連動する可能性についての評価においても、更には降下する火山灰の量を想定するにあたっての過去のどの火山事象を対象とすべきかという点の判断においても、私たちの主張を排斥し、被控訴人の主張をさしたる根拠を示すことなく採用しているということです。

まさしく、この点に関する原判決の判断は、重要な争点に関する判断の逸脱であり、理由不備という外はありません。

- (3) また、私たちは、原発の安全性判断や想定すべき自然災害の規模の如何を判断するにあたって、専門家の中で意見が対立している場合の、裁判所としての採否の在り方についても、原審において重要な争点として主張してきました。対立している場合において、いずれの見解にも相当な根拠が認められる場合には、より安全性を重視する見解（原発の安全性に関してはより保守的な見解）を採用すべきだという主張です。

こうした主張の正当性は以下の2点にあります。

第1は、地震学にしろ火山学にしろ、自然災害の発生を予測するうえでの科学としての本質的な限界を有しており、定説だとか通説は存在せず、多数説であることにも科学的な優位性はないとされているからです。このことは、関東大震災の悲痛な経験として歴史的に明らかにされていますし、東日本大震災の規模を誰一人予測できなかったという事実によっても裏付けられています。

第2は、本件訴訟で問われているのは、原発の安全性であり、万一その安全性が破綻するに至れば、回復困難な甚大な被害が発生するということを考慮すれば、より安全性を重視する立場を尊重すべきであり、このような判断基準であれば、高度に専門的知見を必要とする地震学や火山学に関して門外漢であると言わざるを得ない裁判官においても明確に判断しうるはずだということです。

ところが、原判決は、この点においても、争点として摘示することをせず、何らの判断も示していません。そのうえで、争点4や争点5に関しては、被控訴人が引用する多数の専門家の見解を、多数であることのみを根拠として採用しているものであり、この点においても、私たちの主張を無視したうえで、具体的な理由を示すことなく、被控訴人の主張を鵜呑みにしています。

- (4) 更に、原発の安全性に関する主張立証の所在に関して原判決は、被控訴人において、新規制基準や審査会の審査に不合理な点がないことを主張立証すれば足り、控訴人らにおいて、本件原発が安全性を欠いていることについて具体的に立証する必要があるとしています。

しかしながら、このような判断は、およそ非論理的であり、事実上控訴人らに全面的な主張立証責任を負わせるものであって、裁判の名に値しない公平性を欠いたものと言わざるを得ません。

第1に、適合認定を受けたと主張する者に対して、その適合認定に不合理な点がないということの主張立証を課すというのは、論理的には、ただそのように主張すれば足りるということの意味するにすぎないということです。

第2に、個々の論点ごとに、いつ、どのような資料に基づいて適合と認定されたのかということについての事実認定を省略し、結果として適合と認定されたという事実のみが過大評価されることになるということです。本件では、佐田岬半島北岸の海底調査が実施されていると言えるのかどうか、地質境界としての中央構造線が活断層であるのかどうかということが重要な争点になっていますが、これらの論点に関して、規制委員会において、いつ、どのような審査が行われ、どのような判断がなされたのかについては明らかにされていません。原判決の主張立証責任に関する判断は、このような具体的な判断の必要性を否定するものであり、適合認定されたという結果を無前提に肯定し、その吟味の必要性を否定するものです。

- 3 争点3に関する原判決の判断の誤りについて

- (1) 争点3に関しても原判決の判断には多数の問題があることは、控訴理由書1、2において詳述してありますので、今日は、基準地震動超過事例に関する判断の問題と三次元地下構造探査の必要性に関する新規制基準の解釈の問題に絞って意見を申し述べたいと思います。
- (2) 各地の原発において基準地震動を大幅に超過する地震動を観測したという事実は、基準地震動策定方法の科学性に深刻な疑問を提起しました。もともと基準地震動の策定については、不確かさの考慮とかバラツキ条項などと言うおよそ科学的とは言い難い算定要素が組み込まれているのであり、規制基準の作成に関与した専門家の多くが、「社会的判断（「割り切り」を示すこと）」「無理をしても値を出すということを前提にエイヤツで決めたもの」等と、極めて主観的なものだと指摘していたものです。そのことを端的に示したのが、これまでに4か所の原発において5回もの基準地震動を超過する地震動が観測されたという事実です。特に、女川原発では、旧耐震指針だけでなく、超過事例を踏まえた改訂耐震指針（S_s）をも超過するという2度の超過地震動を観測するという信じがたい事態が生じていますし、柏崎刈羽原発では、基準地震動を4倍も超過するというとんでもない事態が生じています。これらの事実は、その都度の最新の科学的・専門技術的見地から算定されたはずの基準地震動なるものの科学的な未熟性（限界）を露骨なまでに明らかにしたものであり、原判決が新規制基準における基準地震動の策定方法を科学的に合理的であると判断するのであれば、何をおいても、この5つの超過事例ごとに、個別にその原因を究明しなければならないはずの最重要事項であるはずですが、ところが、原判決は、このような判断を全くしていません。ただ、被控訴人の弁明をそのまま受け入れて、現在の規準地震動はこれらの事例を踏まえて改訂されたものであるから信用しうると判示しているのみです。ここの事例ごとにどのような計算の誤りがあったというのか、その誤りが新耐震指針ではどのように克服されたのかについての説明は全くなされていません。

私たちは、この基準地震動の科学性に関する判断の誤りが、本件原発に関する基準地震動の評価の誤りに直結していると感じています。本件原発の当初の基準地震動は570ガルにとどまり、その後650ガルに改訂されていますが、その理由として挙げられているのは、「活断層の解釈の明確化、地震の増幅・伝播特性の考慮の詳細化」です。しかしながら、被控訴人は本件原発の設置許可に申請にあたって、中央構造線断層帯は活断層ではないとし、これを前提に、基準地震動は570ガルであるとして諸設備の安全性に関する制度設計をしていました。原判決の指摘するとおり、活断層の解釈の明確化等の要因で、本件原発の基準地震動が見直されたのだとしたら、この中央構造線断層帯を活断層であると評価し直したことで、具体的にどの点がどのように変化したのかを明らかにしなければならないはずです。原判決には、このような視点での考察が全くなく、ただ被控訴人の弁明をそのまま採用したものにすぎず、判決の名に値しないというほかはありません。

- (3) 三次元地下構造探査に関する新規制基準の解釈の問題は本件訴訟における最大の争点です。私たちは、原発の敷地及びその周辺の地下構造を三次元的に把握するには、三次元地下構造探査しかないと主張しています。ところが、原判決は、被控訴人の主張を採用して、二次元探査でも三次元的な地下構造の把握は可能であると新規制基準を解釈しています。この問題は、新規制基準においてこのような三次元的地下構造の把握の必要性が認識されるに至った経過を証拠に基づいて認定したうえで、地下構造の把握における三次元地下構造探査の優位性を正確に評価することによって明らかになるはずです。

原判決の誤りは、新規制基準の策定にあたって三次元地下構造探査の必要性の問題を提起した徳山英一東京大学名誉教授（以下「徳山センター長」といいます。）の見解を、意識的に曲解する点に起因しています。徳山センター長は、浜岡原発5号機において想定外の地震動を生じた原因を、海底・河川の堆積物による粗い層の堆積によって生じる低速度帯によるものであると指摘したうえ

で、このような異常堆積物の存在を把握するには三次元地下構造探査が必要であると主張しています。つまり、三次元地下構造探査の必要性は、地震波の伝播を加速させる要因となる低速度帯（異常堆積物）を正確に把握する必要性から提起されたということです。原判決は、同じ議事録（甲35）における、この部分の発言を無視したうえで、徳山センター長の発言を三次元地下構造探査が石油業界では一般的であるという部分のみ切り取って引用し、資源探査と地震動評価とは目的が異なるので精度が異なっても問題ないとする被控訴人の主張を認容するものであり、三次元地下構造探査が必要とされる真の理由を隠蔽するという決定的な過ちを犯しているのです。

徳山センター長の指摘を踏まえると、新規制基準は以下のように解釈すべきということになるはずですが、即ち、同基準は、地下構造が成層・均質であれば、三次元地下構造探査を実施しなくてもよいと規定していますが、ここでいう均質が、低速度帯となる異常堆積物が存在しないということの意味するのであれば、三次元地下構造探査による以外には、地盤が均質であるかどうかを判定することはおよそ不可能だということです。均質という言葉が異常堆積物を含まないというのであれば、この規制基準は、徳山センター長の問題提起を全く無視して、このような低速度帯をもたらす異常堆積物の存否を検討する必要がないとするものであり、規制基準として非科学的であるということになるはずですが、しかしながら原判決はこの点についての判断を全くしないままに、成層かつ均質であれば三次元地下構造探査をする必要がないとの判断をしているものであり、争点の所在を理解していないことを露呈しています。控訴理由書1に指摘いたしましたが、この新規制基準の但し書きは、三次元地下構造探査による経費負担を何としても回避したいとする原発事業者の抵抗を受けて、徳山センター長の提言を骨抜きにするために設けられたものであり、その結果として、徳山センター長のどこの原発でもこのような問題が存在するはずとの意見にもかかわらず、三次元地下構造探査は、全国の原発の敷地及びその周辺において、

1 例として実施されていないのです。

4 争点 4 に関する原判決の判断の誤りについて

(1) 争点 4 に関する原判決の誤りについては、控訴理由書 2 において、被控訴人が実施したとする三次元的な地下構造の把握を科学的合理性があるとした原判決の誤りと、地質境界としての中央構造線を活断層ではないとする原判決の誤りについて詳述してあります。以下においては、その中核的な要点について説明したいと思います。

(2) 先ず、被控訴人が行った深部ボーリングの結果の解釈についてです。原判決は、原子炉から 1 k m 離れた地点の深部ボーリングの結果を原子炉付近の地下 3 5 0 m のボーリング孔のデータと対比して、地下構造を成層かつ均質と判定しています。

しかしながら、このような比較で判明するのは、せいぜい、原子炉付近の地下 3 5 0 m 付近までは、深部ボーリングの結果と類似しているということにすぎず、地下 3 5 0 m より深部において、地震動の伝播を加速させる異常堆積物等による低速度帯が存在しているかどうかについては、到底明らかにできる訳がありません。このような堆積物の存在は、1 k m も離れた地点の地下構造からは絶対に推定できないからです。(なお、1 k m 離れた地点での深部ボーリングの結果について、P S 検層において地下 1 8 0 0 ~ 1 9 0 0 m 付近に破碎帯の存在が疑われることについては、控訴理由書 2 の 1 4 頁に記述した通りです。)

原判決は、深部ボーリング調査ができるスペースをとれなかったとする被控訴人の弁明をそのまま認容していますが、三次元地下構造探査であれば、測線が直線でなくても実施することが可能ですから、原子炉付近の深部の地下構造を把握することが可能です。原判決の判断は、三次元地下構造探査の必要性が、こうした地下における低速度帯の把握にあるということを理解せず、三次元地下構造探査であればスペースがなくても実施できるという事実も知らないままに、被控訴人の弁明をそのまま受けいれているものであり、全くの的外れな判

断に陥っています。

- (3) 地質境界としての中央構造線断層帯が活断層であるかどうかは、原審において、控訴人らが最も重視した争点です。この点に関して、被控訴人は、規制委員会において活断層ではないことが確認されていると主張し、乙第346号証等を根拠として提出しました。

控訴人らとして何よりも驚いたのは、原判決が、規制委員会によって地質境界としての中央構造線は活断層ではないと確認されていると認定したことです。その根拠として挙げられたのは、被控訴人による適合認定申請書に「中央構造線断層帯より南側に活断層による累積的な変形は認められない」と記載され、審査書にも「震源近傍及び敷地において震源として考慮する活断層は認められないと評価した」と記載されていること等です。しかしながら、これは全くの事実誤認です。この適合認定申請書の提出された時点や審査書の公表された時点では、平成25年の調査結果は公表されておらず、これらは平成16年における中央構造線断層帯活断層に関する海底調査結果に基づくものだからです。被控訴人においてすら、地質境界としての中央構造線について説明したのは、平成26年10月1日のヒアリングであると主張していて、規制委員会で審査された等とは主張していません。そして、このヒアリングなるものは、規制委員会の「技術委員会」が非公開で行ったものであり、海底谷が活断層ではないことが確認されたにすぎないものです。本件原発の近傍に地質境界としての中央構造線が存在するということが確認され、これが活断層であるかどうかを審査したものではないのです。そもそも地質境界としての中央構造線が活断層であるかどうかの問題としてクローズアップされたのは、令和2年1月17日広島高裁抗告審決定が、佐田岬半島北岸部の中央構造線が活断層であるかどうかの探查がなされていないと判示し、これが報道されたことがきっかけでした。これを受けて規制委員会は、同年3月4日に記者会見を行っていますが、会見録（乙129）によれば、規制委員会でこの点は非公開のヒアリングがなされ

たにすぎず、審査対象となっていなかったことが明らかにされています。つまり、原判決は、規制委員会が認めていない事実を、被控訴人が主張もしていないのに、勝手に認定しているといえるのです。これが判決の名に値すると言えるのでしょうか。

中央構造線が活断層であるかどうかについて、私たちが主張しているのは、この点についての的確な調査がされていないということです。この点に関して被控訴人が調査済みと主張するのは、平成25年の海上音波検査のみです。しかしながら、この調査には、重大な限界があります。

第1は、調査に使用された音源がブーマーやチャープソナーであり、深度100m以深の正確なデータを取得できないということです。このような調査で、活断層の有無を判定できるわけがありません。

第2は、調査における測線間隔が約1kmとする二次元調査であり、このような調査では、「測線間の断層の空間的なつながりは各測線での断層位置から推測するしかなく、横ずれ断層の変位量の推定も困難である」とされているということです。この点は、熊本地震の解析のために実施された八代海における最新の三次元探査の結果として、明らかにされています（甲204・34頁）。原判決は、私たちのこうした主張を全く無視しているのです。

5 争点5についての原判決の誤りについて

この点については、控訴理由書3に詳述してありますので、意見陳述に与えられた時間を考慮して、次回の口頭弁論で意見陳述することといたします。

以 上